

# 安全衛生自主点検表 点検事項

徳島労働局

徳島労働局で定めた「徳島第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」とします。）では、取組の進捗状況を確認する指標であるアウトプット指標及び達成目標であるアウトカム指標を定め各種取組を推進していますが、それぞれの事業場において安全衛生に関する取組状況をご確認等していただくため「安全衛生自主点検表」を作成しました。

自主点検表では14次防に関する様々な取組についての質問を記載しています。それぞれの質問において、「行っている」・「行っていない」、「使用している」・「使用していない」等を選択等していただきご記入ください。

## 1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

(1) 「転倒災害防止の取組」について、下記実施内容の①②と併せて③の2つのうちの一つ以上を行っていますか。

### 【実施内容】

- ① 転倒予防の周知や呼びかけ
- ② ハード面

職場内での手すり、滑りにくい床・靴、段差の解消、照度の確保、整理・整頓・清掃等設備・装備等の対策

- ③ ソフト面

- ・骨密度、「ロコモ度」等のチェックによる転倒やケガのリスクの見える化
- ・転びにくい・ケガをしにくい身体づくりのための取組（専門家等による運動指導、スポーツの推進等）

(2) 「正社員以外（非正規労働者）への安全衛生教育」について、下記実施内容を行っていますか。

### 【実施内容】

- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施。

(3) 「ノーリフトケアの使用」について、下記実施内容を行っていますか。

### 【実施内容】

- ・人力ではなく、スライディングボード等福祉用具を使用して移乗（抱える、持ち上げる等）する介護技術の導入

## 2 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

(1) 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく安全確保の取組」について、下記実施内容の①の全ての項目以上を行っていますか。

### 【実施内容】

#### ① エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組

- ・経営トップ自らの高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明
- ・高年齢者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメント
- ・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装備の導入
- ・高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- ・高年齢労働者の健康状況の把握（定期健康診断等のほか、地域の健康診断等受診への対応）
- ・労働災害を防止するための高年齢労働者の体力等チェック
- ・個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（基礎疾患等の状況を踏まえた業務、勤務シフトの割り当て等）
- ・高年齢労働者の特性に応じた教育（身体機能の低下を踏まえた労働者への安全衛生教育、管理監督者への教育）

#### ② その他

- ・転倒災害防止対策
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに関する取組

## 3 業種別の労働災害防止対策の推進

(1) <陸上貨物運送事業者のみご回答ください。>

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく安全確保の取組」について、下記実施内容の①の全ての項目以上を行っていますか。

### 【実施内容】

#### ① 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置

- ・荷役災害防止のための担当者の指名

- ・ 反復・定例的に運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置
  - ・ 荷台からの墜落・転落防止対策（荷台への昇降設備やプラットフォーム等の設置等）
  - ・ 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策（準備体操の実施、不自然な作業方法を避ける等）
  - ・ 転倒による労働災害の防止対策の実施（整理整頓、床面の防滑対策の実施等）
  - ・ ロールボックスパレット、台車等を使用して人力による荷役作業を行う場合における労働災害防止対策
  - ・ 荷役作業の安全衛生教育
- ② 作業態様に応じた腰痛予防対策

(2) <建設事業者のみご回答ください。>

「墜落・転落災害防止のためのリスクアセスメント」について、下記実施内容の②（※）以上を行っていますか。

**【実施内容】**

- ① 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に関する取組
- ② 建設業における以下のリスクアセスメントの取組
  - ・ 高所（2メートル以上、2メートル未満ともに）からの墜落・転落に関する事項
  - ・ 作業に用いる建設機械等の危険性に関する事項（※）
  - ・ 足場や型枠支保工等の仮設物の危険性に関する事項
  - ・ 感電・爆発・火災等の危険性に関する事項
  - ・ 交通事故に関する事項
- ③ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号。以下「職場における熱中症予防基本対策要綱」という。）を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた適切な熱中症予防対策
- ④ 「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年4月20日付け基発0420第7号「騒音障害防止のためのガイドラインの改正について」の別添）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策

(3) <製造事業者のみご回答ください。>

「挟まれ巻き込まれ災害防止の取り組み」について、下記実施内容の①の1項目（※1）と併せて①の（※2）（※3）（※4）のうちの1項目以上を行っていますか。（ただし、「はさまれ・巻き込まれ」のおそれのある機械を保有していない事業場を除く。）

#### 【実施内容】

- ① 機械のリスクアセスメント関係
  - ・機械のリスクアセスメント（※1）
  - ・機械のリスクアセスメントの結果に基づいた措置（本質的対策、工学的対策）（※2）
  - ・機械のリスクアセスメントの結果に基づいた措置（管理的対策、個人用保護具）（※3）
  - ・機能安全を活用した機械の導入（※4）
  - ・わかりやすい取扱説明書の作成
  - ・注意喚起の標識の掲示等
  - ・作業者に対する使用方法・取扱方法の教示
- ② その他
  - ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置による安全対策の推進

（4）＜林業事業者のみご回答ください。＞

「チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドラインに基づき安全確保の取組」について、下記実施内容を行っていますか。

#### 【実施内容】

- ・事前調査の実施、作業計画の作成
- ・リスクアセスメント
- ・作業指揮者の配置
- ・ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の順守の徹底
- ・ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法、伐木等の徹底

#### 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

（1）「母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者が理解できる方法で災害防止の教育」について、下記実施内容の（※1）以上を行っていますか。

#### 【実施内容】

- ・外国人労働者に対する安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理（※1）
- ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改定）や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月最終改定）に基づき、多様な働き方に対応した労働者の安全と健康確保

## 5 労働者の健康確保対策の推進

(1) - 1 「過重労働防止のための対策」について、下記実施内容の①②を行っていますか。

### 【実施内容】

- ① 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月1日付け基発0401第11号・雇均発0401第4号最終改正。「過重労働による健康障害を防止するための総合対策」の別添。）に基づく以下措置の実施。
  - ・ 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ・ 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ・ 勤務間インターバル制度の導入等、「労働時間等設定改善指針」（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づく労働時間等の設定の改善
- ② 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対する医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨

### \* 「企業における年次有給休暇の取得率」の計算方法

企業での取得率は、①（パート等非常勤労働者も含む）全労働者が取得した有給休暇取得日数を②全労働者に会社が付与した有給休暇付与日数で割った数字です。

なお、①は前年度からの繰越分で消化した日数も含めます。②は前年度からの繰り越し日数は含めません。

(例) 企業Aは労働者2名で、1名は社員で10年勤務、1名はパートで週4日2年勤務して、令和4年では社員が年間12日取得し年間の法律上の有給休暇付与日数は20日、パートが6日取得し年間の法律上の有給休暇付与日数が9日である場合に、企業の有給休暇取得率は $100 \times (12 \text{日} + 6 \text{日}) / (20 + 9) = 62\%$ であり70%を下回るようになります。

(2) 「勤務間インターバル制度」について、下記実施内容の①②を実施した上で導入していますか。

### 【実施内容】

- ① 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月1日付け基発0401第11号・雇均発0401第4号最終改正。「過重労働による健康障害を防止するための総合対策」の別添。）に基づく以下措置の実施。
  - ・ 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ・ 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ・ 勤務間インターバル制度の導入等、「労働時間等設定改善指針」（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づく労働時間等の設定の改善

働省告示第 108 号) に基づく労働時間等の設定の改善

- ② 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対する医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨

(3) 「メンタルヘルス対策」について、下記実施内容の(※1)及び(※2)以上を行っていますか。

**【実施内容】**

- ・ストレスチェックの実施(※1)
- ・ストレスチェックの実施だけではなく、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことによるメンタル不調の予防強化(※2)
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策

(4) 「ストレスチェック」について、下記実施内容の(※1)以上を行っていますか。

**【実施内容】**

- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック(※1)
- ・ストレスチェックの実施だけではなく、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことによるメンタル不調の予防強化(再掲)
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策(再掲)

(5) 「産業保健サービス」について、下記実施内容のうちの一つ以上を行っていますか。

**【実施内容】**

○労働者に対する以下産業保健サービスの提供

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者等治療・服薬・就業上の配慮等の健康上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等)

- ・ 高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・ がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・ 女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・ 化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・ テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

## 6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) - 1 「ラベル表示」、(1) - 2 「SDS」及び(1) - 3 「SDS」について、下記実施内容の(※1)以上を行っていますか。

### 【実施内容】

○従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての化学物質について、化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による

- ・ 化学物質を製造する事業者においては、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSの交付。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」の記載(※1)
- ・ 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置

(2) 「化学物質のリスクアセスメント」について、下記実施内容の(※1)以上を行っていますか。

### 【実施内容】

○従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての化学物質について、化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による

- ・ 化学物質を製造する事業者においては、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSの交付。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」の記載
- ・ 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置(※1)

## 7 熱中症防止対策

(1) - 1の「WBGT 値（暑さ指数）」の「把握」について、下記実施内容の（※1）以上を行っていますか。

### 【実施内容】

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた適切な熱中症予防対策（※1）
- ・作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。